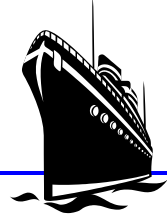


# MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。([http://www.ms-ins.com/marine\\_navi/](http://www.ms-ins.com/marine_navi/))

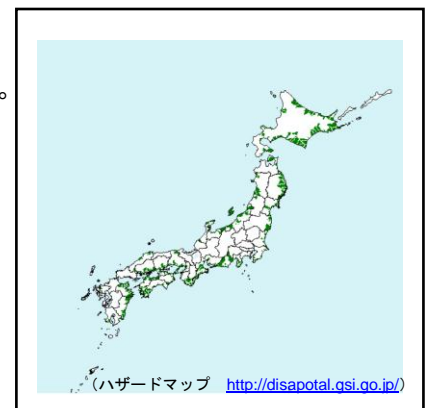
## 「旅客船事業における津波避難マニュアルの作成の手引き」について

### はじめに

平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、一部の旅客船事業者の間では、津波を想定した避難行動に関する社内マニュアルを整備する動きが見られるようになってきています。国土交通省海事局は、こういった取組みを促進するため、検討会を踏まえた上、平成25年3月に「旅客船事業における津波避難マニュアルの作成の手引き」を取り纏めました。本稿では、本手引きのポイントについて取り上げます。

### 「手引き」のポイント

- 地震・津波の想定被害の把握
  - ・ターミナルが立地する地域において、地元自治体などによりどのような規模の地震や津波被害が想定されているかを、関係ホームページ等により把握する。  
(国土交通省のハザードマップポータルサイトにアクセスすることで把握することが出来ます。)
- 情報の収集
  - ・地震・津波に関する情報源を明らかにし、地震や津波に関する情報を入手した場合の本船等との情報共有方法を定める。
- 津波規模等に応じた避難行動の設定
  - ・津波発生等のパターンに応じた避難行動を定める。  
(船舶が着岸していない場合の旅客等に対する措置や、着岸している場合の本船及び乗船中の旅客等に対する措置等)
- 社内の役割分担
  - ・避難行動における船内乗組員の役割分担、陸上職員の役割分担を定める。
- 陸上避難
  - ・避難場所、避難経路を特定する。
  - ・津波規模に応じ、避難場所を設定する。
  - ・ターミナル内には、緊急時の避難場所及び避難経路を掲示する。
  - ・旅客の避難誘導の方法を定める。
  - ・避難場所への避難が困難な場合の次善策を検討しておく。
- 食料の備蓄
  - ・本船及び旅客船ターミナル等における、旅客、乗組員、陸上職員用の非常食備蓄体制を定める。
- 訓練の実施
  - ・社内での津波避難訓練を実施するとともに、関係機関が実施する津波訓練にも参加する。



津波発生時における各旅客船業者の対応については、海上運送法に基づく安全管理規定や同規定に基づく地震防災対策基準により、基本的事項が定められている一方、船舶の運航形態は事業者によって様々です。人命や船舶被害を最小にするために、各現場において具体的にどのような避難対応をとればよいか、使用船舶や、ターミナルの立地、周辺環境等により、各事業者が個々の実情に応じ非難マニュアルを作成し、定期的に訓練を実施することは、被害を最小限に抑えるために不可欠な準備といえます。

以上

### <参考文献>

国交省 HP: <http://www.mlit.go.jp/>